

第3回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月7日（水）午前9時55分から午前11時50分まで
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森 宏之委員	森 理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中 野 委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅 委 員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	森越賃金室長	木村室長補佐	高山賃金指導官

4 開会

（事務局 室長補佐）

それでは定刻より少々早いですが、皆さん、お揃いになりましたので、ただ今より第3回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠ですが、全員出席しておりますことをご報告いたします。また、本日の専門部会は、公開となっていることから、傍聴人の公募を行ったところ、傍聴申し込みがあり、6名の方が傍聴されていることをご報告いたします。

それでは、以後の議事につきましては石岡部会長よろしくお願ひいたします。

（石岡部会長）

それではよろしくお願ひいたします。

議事に入りますが、事務局から資料の説明をお願いします。

（事務局 賃金室長）

はじめに各都道府県の最低賃金の審議状況につきまして、口頭ではございますが簡単に説明させていただきたいと思ひます。

昨日までに27の都道府県で結審しております。Aランクは6都府県全部、Bランクは20府県、Cランクは秋田のみが8月5日に54円で結審しております。その他、東北地方では宮城が8月5日に50円、目安どおりで結審しているという状況でございます。

また、お手元に配付させていただいております資料、会議次第が付いております資料でございますが、こちらの方の資料No.1、2、3とも前回提出させていただいたものと全く同じものでございますので、説明の方は省略させていただきたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

（石岡部会長）

ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

よろしいでしょうかね。

それでは審議を進めたいと思います。議題の「2 金額の審議」についてであります。

前回の専門部会では労使双方から金額の提示を含めた基本的な考え方を述べていただいたところですが、本日は、こうした意見表明を受けて、労使双方がどこまで歩み寄りが可能なのかということをそれぞれお聴きしたいと思っております。

順番ですが、今回は労働者側から先にお聴きしましたので、今回は使用者側からお聴きしてもよろしいでしょうか。

(小山田委員)

前回の資料にあるとおり、使用者側の基本的な考え方を説明させていただいたところでございます。特段、そこに付け加えることはございませんけれども、少し前はデータ的なお話が中心でございましたので、経営者側といいますか、経営者の方の生の声といいますか、若干お聴きしていることもありますので、そういう説明でもよろしゅうございますか。

(石岡部会長)

ええ。

(小山田委員)

と言うことでありますので、私が知り得る範囲で、何人かの経営者の方にお聴きしているんですけれども、やはり今回の目安額 50 円というのは非常に影響が大きいという声は多く聞かれております。50 円というのをどう見るかということは立場、立場で変わってくると思えますけれども、経営されている方々からするとやはり大きい金額だという声が圧倒的に多いということでございます。

その影響として、経営上の影響としては、確かに収益を人件費が売上、あるいは利益に沿った形で、あるいはそれ以上の人件費の負担増ということになると、経営者の立場としては、一般的には従業員のモチベーションを上げていくのは経営者の重要な課題の一つでありますけれども、経営者自身も経営というのは将来に向けていろいろ考えていくというのは経営の基本でありますので、そういう中で、いわゆる中央の上場企業と同じような、あるいはそれ以上の率、ということになりますと、地方の経営者、経営にとっては非常に経営の継続に関するモチベーション、これが下がるのではないかという声も聞こえてきております。

人手不足感が高まっておりますので、そういう意味では人員を確保するために賃金を一定程度上げていかなきゃならないという意識もしっかり持っているようなんですけれども、いかんせん、最近の最賃の上昇率、あるいは中央における大手企業等のいわゆる春闘における賃金のアップ率というのは、地方の企業にとってはそこと同じようにやっていくというのは相当きついという声が聞こえております。

そこについては総論的な話ですが、いろんな方に聴いてもやはり同じような声が聞こえてきておりました、雇用の場というのは事業の継続があってはじめて雇用の場が確保できるということになりますので、そういう意味では、全国的には50円前後で結審されているところが多いので、まだCランク県はあまり出ていないようでございますけれども、是非、地域経済というのは経営者もいて、働く方もいて、どちらにも一番いいような方向で進めていく、これが一番大事かと思っておりますし、青森県、経済が弱いと言われておりますけれども、その現実を踏まえた上で、青森県としてベターな、ストライクゾーンがどこにあるかということをしっかり見極めて、最低賃金は今年だけではありませんので、来年以降もありますので、そういう意味では経営者の方も頑張っただけモチベーションを落とさずに、もちろん働かれる方もモチベーションを落とさずに、生産性の向上というのは労と使ではじめて実現するものです。経営者だけで実現できるものではありませんし、労働側の方の努力だけでできるわけでもありません。労使が協調して、同じ方向を向いて頑張っていって、はじめて事業を継続し、そして、生産性も向上し、お互いに幸せな方向に向かっていく、そういうところは経営者の方々もしっかり意識しておりますので、是非そういうマインドの中で頑張っているということについてはご理解いただきたいなと思っております。

金額の方も提示するのですか。

(石岡部会長)

そうですね、できれば。

(小山田委員)

金額提示でございますけれども、まず、前提として物価の動きというのが最近、中央審でも最も重視されているところだなと思っておりますけれども。その物価の動き、対前年同期の上昇率が3%台が概ね続いているというところは、もちろん承知しているところでございます。

一方で、その足元、昨年10月から今年6月にかけて、指数だけを比較いたしますと、その3%台というところまでのお話ではないのかなと、そこまではいっていないものと思っております。昨年10月から今年6月まで、消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く、というところで見ますと、全国で1.2ポイント程度、青森市の場合は1.0ポイント程度上がっている、落ち着いていると。これは国の電気ガス対策事業の効果ということもあってそうなのかなとは思っておりますけれども、いずれにしても、今のところは安定している。これからちょっとまた電気代も上がるような、そして国の方もまた新たな対策をというところで、先が不透明な部分がありますけれども、今、お話したように昨年10月から今年6月までについては、年率、12か月換算しますと1.5%から2%ぐらいの上昇に留まっているのかなと理解をしているところであります。

こういうことも踏まえまして、本日、第3回専門部会というふうなことでございます。前回、20円ということで、国の「賃金改定状況調査結果」第4表の②のCランクのパートタイムの方々の2.2%、これを採用させていただいたところでございます。前回、説明申し上げましたように、表の水準は、1,077円ということで、全国平均最賃1,044円に最も近いということでそれを示させていただいたところでございます。

ただ、労働側の皆さんの提示額が100円を上回るという大きい金額で、そこも尊重すべきは尊重するというなかで、改めて見直しをして金額を示すという前提に立ちまして、本日に付きましては、「令和6年賃金改定状況調査結果」、第4表の①、一般労働者及びパートタイム労働者の産業計Cランク、賃金対前年上昇率2.7%を採用いたしまして、現行の898円に2.7%を掛けますと24,246ということで、24円、これを本日提示させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

それでは労働者側、お願いします。

(秋田谷委員)

まず、今、使側の方からありました経営者にとっては今回の目安額が大きすぎるということで、経営に対するモチベーションを保てないというお話がありました。ただ、そうは言っても、最低賃金というのは一番安い、パートで働いている人の低い賃金の話でございまして、一般の企業でいきますと、労働組合は春闘で労使交渉をした結果引上げがされていると、ただ一般の企業の最低賃金近傍で働く方の賃金というのは、実際、労働組合のある企業と違って賃金の引上げがされていないということでございまして、その方たちの引上げされていない賃金をどうするのかということで、例えば、最低限の生活ができるようなこととか、産業層と考慮しながら決めていくということなので、そここのところは目安を尊重しながら審議をしていきたいなと思っております。前提として、安い労働者を犠牲にした経営というのはあり得ないと思っております。労使ともに生産性を向上して付加価値を高めていくというのは、労働組合のあるところは、やはり企業に対しても協力をしながらやっていくというのは、それは労働の適正な対価をいただいているものでありますので、そこが担保された中での付加価値生産性を高めるというのなら分かりますけれども、基本的には労働生産性、さらには付加価値生産性を高めていくのが経営者の能力の一つだと思っております。そこは経営者の方もしっかりと努力をしていただきたいと思います。

逆の言い方をすると、安い労働賃金で人を雇えるからこそ付加価値生産性を高めるようなことが進んでいないというのが実態だということも申し添えたいと思

います。

そして、6月の実質賃金ですが、今日の新聞等にもありましたが、27か月ぶりにプラスとなりました。ただ、中身を見ますと、6月の速報値で、これについてはボーナスが入っているということで、賃金の問題に詳しい教授がしゃべっていたのが、ボーナスが大幅な伸びになったことがプラスになったことの大きな要因であると、来月にはまたマイナスになる可能性が残っている、と指摘をしておりますし、そのところはしっかり見ていきたいなというふうに思っております。

そして、青森県で一番課題だと思っているのが、男女の賃金格差でございます。労働局からお示ししていただいた次第の付いている資料No.9になりますけれども、通し番号でいきますと12ページの「学歴別初任給」でございます。

全国だと男性が189,000円、女性が183,200円、青森県だと男性が177,400円、女性が164,700円ということでこれも男女で格差があります。全国と比較しても男性が全国と青森を比較した場合は93%台であるのに対し、女性が89.9%ということで、女性の方が格差が大きいと思っています。

今、同一労働同一賃金というものがありますので、同じ働き方をした場合は初任給であれ賃金は同じであると私は思っています。これは無意識のうちに女性はこのぐらいでいいのか、男性は積極的に採りたいのでこういう金額の方が初任給の方がいいのではないかとか、そういう意識が働いているのかなとは思いますが、こういうところも実際、経営者には同じ初任給ということで改善していくとっていただきたいと思っています。

次に、女性の賃金の比較のところ、前回の第2回の審議会の資料の21ページ、別冊の資料の通し番号でいくと21ページになりますが、総括表の(2)ということで、産業が地域別最低賃金対象産業のパートさんを表している表でありまして。この労働者の合計が5万2千人、うち男性が1万1千人、女性は4万人ということで、女性の割合が非常に高くなっています。

表を見ていただくと分かるんですけども、いわゆる未満率と呼ばれる方、要は最低賃金を下回っている方が20歳から54歳のまさに働き盛りの女性、このところも109人という方が働いているということになっています。

その次が、同じ別冊資料1の71ページになります。これが「就業形態 全て」で、「産業 卸売・小売業」になるんですけども。計でいくと女性と男性の割合はそんなに差はないんです、人数の計でいくと。ただ、現在の最低賃金額898円に比較すると、男性が1,150人で5.6%、女性で見ますと2,112人の11.2%という数字になっています。これっていうのは男性と女性の賃金格差を表す表でもあると感じています。

一昨日の労働者側の基本的な考え方の参考資料ということで、一番最後のページにつけました、東奥日報の新聞記事ですが、青森県の転出超過率、20歳から24歳が男性も女性も多いという記載であります。男性が4.84%の転出超過、女性が7.44%ということでございます。これっていうのは合計特殊出生率への影響とか、

あとは婚姻の関係とか、そういうものにも全て影響しているのではないかというふうに感じているところであります。

最低賃金の改定というのは、こういう人たちを見ながら、その人たちの賃金をしっかりと確保しつつ、生活のできる賃金にしていくというのが重要だと思っております。

ちなみに、参考までに募集賃金のお話をしますと、前回の資料にも載せておきました。労働局の資料の中にパート労働者の募集賃金 994 円ということで、これは後ほど見ていただければ分かるんですけども、前回の第 2 回の審議会の資料の No. 2 の 165 ページに記載されておりますけれども。この 994 円というのは青森県の最低賃金 898 円を大きく超える金額になっているんだということは、併せてお知らせしたいと思っております。

それで、歩み寄りの金額でございますけれども、提示額としては 99 円を提示したいと思っております。根拠としては、連合の非正規の引上げ率 6.35% に青森市の消費者物価指数プラス 3.3、さらに実質賃金指数がマイナス 1.4 でありますので、この 1.4 をプラスして、全体で 11.05%。もう一度言います、金額としては、 $6.35 + 3.3 + 1.4 = 11.05$ で 99 円を提示させていただきたいと思っております。

(石岡部会長)

分かりました。

ただ今、労使双方のご意見、2 回目の提示金額について何かご質問等はありませんか。

よろしいでしょうかね。

それでは、この後の審議の進め方ですけれども、これまで労使双方同席のもとでお話を伺ってまいりましたが、これから個別にお話を伺って、より詰めたお話を伺い、何とか労使合意を見いだせないか詰めていきたいと思っておりますが、そういうやり方でよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(石岡部会長)

それでは大体今まで労働者側から先にお話を伺ってきていますので、今回も個別の話は労働者側からお聴きしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(石岡部会長)

それでは使用者側の委員は別室でお待ちいただけますでしょうか

【以後、公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれ意見交換】

(石岡部会長)

本日は、労使双方から個別にお話を伺ってきたところですが、最終的には、労働者側の金額提示は 87 円、これに対し、使用者側は 24 円ということでした。

使用者側としては、今日はこれ以上の数字を持ち合わせていないということでしたので今日の協議としてはここまでとし、明日、第 4 回の専門部会に向けては労使双方で更に歩み寄りの数字、どこまで歩み寄れるのかについて検討していただきたいと思っております。

その中で、使用者側に聴きたいのですが、ご意見の中で消費者物価指数が 3% までいっていないんじゃないか、1.5%から 2%位じゃないか、というお話があったと思うんですけれども。これはどの統計を採っておられますか。

(小山田委員)

捉え方が正しいかどうかまでは言えませんが、捉えたのは、いわゆる消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く)ということで、2020 年を 100 としたデータでございますけれども、令和 5 年 10 月、前回の改定値の時には全国の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)が 108.4、そして今年の 6 月には 109.6、従ってポイント数の差としては、去年 10 月から今年 6 月で 1.2 ポイントの差、それから青森県の場合は青森市ということになりますけれども、これが令和 5 年 10 月に消費者物価指数が 110.3、今年の 6 月の消費者物価指数が 111.3 ということで、指数としては 1.0 ポイント上昇しているところを捉えて、これは 8 か月でございますので、12 月換算にすると、パーセンテージとしては 1%中盤から後半の値に、消費者物価の上昇率としては、10 月と 6 月を比較した場合はその辺ではないかという捉え方をした上での説明でございました。

(石岡部会長)

分かりました。消費者物価指数については、特に今回の中賃の目安の中でも、いわゆる生活必需品といわれる物についての言及もありましたので、ちょっと事務局の方でその辺、特に県内、青森市なら青森市の消費者物価指数の動向、特に生活必需品、特に最低賃金近傍で働く方にとっては生活必需品の物価上昇率がどうなのかというのが大変大きな問題になると思っておりますので、その辺のところ、データを調べてもらっていいですかね。

(事務局 基準部長)

承知いたしました。

(石岡部会長)

それで、もう一度今日のおさらいをしますと、労働者側としては、やはり消費者物価指数の問題、それから今日特に話題となったのは、男女の賃金の格差が特に本県では大きいのではないかと、先般の労働者側の意見の中にもあったように、本県では若い女性の転出率が全国最大であると、これは極めて本県にとっては危機的な状況であると、それを食い止めるためにも、最低賃金の問題は一つの大きい問題ではないかという指摘がありました。

使用者側といたしましては、今の時代、経営者の皆さん、従業員を引き留めたいと思っていると、県内の企業は皆、人材不足に悩んでいて、従業員をきちんと雇用したいと思っていると、今の時代に労働者を安く使って、それで自分の懐を肥やそうと思っている経営者というのはほとんどいないでしょうと、皆さん、ぎりぎりのところでやっていると、経営者も労働者の賃上げは必要だし、経済の活性化のためにもそれは必要だと思っていると、ただ問題はその上げ幅で、昨今の上げ幅が大きすぎるのではないかというのを問題視されていると、それから今日、話題として出た若い女性の県外転出率については、それが問題だというふうなことは認識は同一であると、ただ、最低賃金が原因なのかというと、それはちょっと違うんじゃないか、というのが使用者側のご意見でありました。

何か補充して、あるいはまとめ方が違うというご意見とかございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは今日の審議はこの程度といたしまして、それでは明日に向けて、再度繰り返しになりますが、双方で歩み寄りの数字をご検討いただきたいと思います。

事務局の方では、先ほどお願いした作業をお願いいたします。

(事務局 基準部長)

はい。

(石岡部会長)

それでは今日の専門部会は、これにて終了したいと思います。
お疲れ様でした。